○大阪府がん対策推進委員会規則

平成二十四年十一月一日大阪府規則第百九十五号

大阪府がん対策推進委員会規則を公布する。

大阪府がん対策推進委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規 定に基づき、大阪府がん対策推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員の報酬及び 費用弁償の額その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(平三○規則三五·一部改正)

(組織)

第二条 委員会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
- 一 学識経験のある者
- 二 がんの予防若しくは早期発見の推進又はがん医療に携わる者
- 三 がん患者及びその家族等で構成される民間団体の代表者
- 四 関係行政機関の職員
- 五 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平三○規則三五·一部改正)

(会長)

第三条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- **3** 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- **3** 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに よる。

(部会)

第五条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。
- **5** 前条の規定にかかわらず、委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(平二八規則八二·一部改正)

(費用弁償)

第七条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、健康医療部において行う。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年規則第八二号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第三五号)

この規則は、公布の日から施行する。